

平成26年9月19日

受益者の皆さまへ

みずほ投信投資顧問株式会社

「MHAM海外好配当株ファンド」および

「MHAM海外好配当株マザーファンド」の信託約款の変更決定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社ファンド「MHAM海外好配当株ファンド」（以下「当ファンド」または「ベビーファンド」といいます。）および当ファンドが投資対象とする「MHAM海外好配当株マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の信託約款の変更につきましては、受益者の皆さまからのご異議の申立てを受け付けました結果、下記の通り信託約款の変更が決定いたしましたのでお知らせいたします。

受益者の皆さまにおかれましては、今般の信託約款の変更につきまして、何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 信託約款の変更決定について

今般の信託約款の変更につきましては、平成26年8月14日付の書面にて受益者の皆さまへのお知らせを行い、平成26年9月18日まで受益者の皆さまからのご異議の申立てを受け付けました。

この結果、この期間にご異議の申立てのあった受益者の皆さまの受益権口数（マザーファンドについてはご異議をお申立てのベビーファンドの信託約款にかかる受益者の受益権口数をマザーファンドにおける受益権の口数に換算します。）が、基準日である平成26年8月14日現在における各ファンドの信託約款にかかる受益権総口数の2分の1を超えませんでしたので、平成26年9月26日に信託約款の変更を行い、平成26年10月17日より適用いたします。

2. 信託約款の変更内容について

マザーファンドの運用委託先であるスコティッシュ・ウィドウズ・インベストメント・パートナーシップとの円の余資運用以外の有価証券等の運用の指図に関する権限を委託する契約を解約し、自社による運用とすべく当ファンドおよびマザーファンドの投資信託約款に記載されている運用委託に関する条項を削除します。また、当ファンドの信託報酬を引下げる所要の信託約款変更を行います。

※ 弊社では、米国の運用会社であるロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシーと米国および欧州の市場や経済を含む調査情報等の提供を受ける投資助言契約を締結しており、米国および欧州株式への投資において参考にしております。信託約款変更後は、マザーファンドにおいても同社の投資助言を活用し、運用を行います。

信託約款変更の内容の詳細は以下の通りです。（下線部は変更部分を示します。）

[MHAM海外好配当株ファンド]

変更後	変更前
<p>運用の基本方針 運用方法 (2) 投資態度 ① (略) ② 運用にあたっては、主としてマザーファンド受益証券への投資を通じて、以下の方針に基づき行います。 a. ～d. (略) <u>(削除)</u> (以下略)</p>	<p>運用の基本方針 運用方法 (2) 投資態度 ① (略) ② 運用にあたっては、主としてマザーファンド受益証券への投資を通じて、以下の方針に基づき行います。 a. ～d. (略) <u>e. マザーファンドにおける円の余資運用以外の有価証券等の運用の指図に関する権限を、スコティッシュ・ウイドウズ・インベストメント・パートナーシップ (SWIP) に委託します。</u> (以下略)</p>
<p>信託報酬等の総額 第46条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第43条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の<u>107</u>の率を乗じて得た額とします。 ②～③ (略)</p>	<p>信託報酬等の総額 第46条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第43条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の<u>110</u>の率を乗じて得た額とします。 ②～③ (略)</p>

[MHAM海外好配当株マザーファンド]

変更後	変更前
<p>運用の基本方針 運用方法 (2) 投資態度 ①～⑨ (略) <u>⑩ (削除)</u></p>	<p>運用の基本方針 運用方法 (2) 投資態度 ①～⑨ (略) <u>⑩ 円の余資運用以外の有価証券等の運用の指図に関する権限を、スコティッシュ・ウィドウズ・インベストメント・パートナーシップ・リミテッド (SWIP) に委託します。</u></p>
<p>運用の指図範囲 第17条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。 (以下略)</p>	<p>運用の指図範囲 第17条 委託者（第19条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、本条、第18条、第20条から第27条、第30条第3項第3号および第34条から第36条ならびに第41条について同じ。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。 (以下略)</p>
<p>運用の権限委託 第19条 <u>(削除)</u></p>	<p>運用の権限委託 第19条 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、次に関する権限を次の者に委託します。 <u>委託する範囲：円の余資運用以外の有価証券等の運用の指図</u> <u>委託先名称：スコティッシュ・ウィドウズ・インベストメント・パートナーシップ</u> <u>委託先所在地：英国ロンドン市オールド・ブロード・ストリート33番</u> ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、この信託の信託財産の平均純資産総額（月末純資産総額の平均値）に年10,000分の38以内の率を乗じて得た額とし、この信託の受益証券を投資対象とする証券投資信託の信託報酬支弁のときに当事者間で支払うものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。 ③ 第1項に規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生じしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。</p>